

平成24年度

指名競争入札等参加資格審査追加申請要領

《物品その他業務委託等》

申請書の提出にあたっては、この要領をよく読んで正確に記載し、誤りや記載漏れのないようにしてください。

なお、この要領には、申請後に代表者などが変更になった場合の手続きについて記載されていますので、資格有効期間中は保存しておいてください。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

坂戸、鶴ヶ島水道企業団が発注する物品その他業務委託等契約の指名競争入札に参加を希望する者は、この要領に従って指名競争入札等参加資格審査申請書等を提出してください。

### 1. 受付期間及び受付時間

平成24年2月1日(水)から平成24年2月15日(水)まで 午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時(土・日曜日及び祝日は除く。)

### 2. 受付場所

坂戸市千代田1-1-16

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 庶務課財政担当窓口

### 3. 申請できない者

次のいずれかに該当する方は、申請することができません。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から3年を経過していない者
- (3) 過去において、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)から抹消された者で、当該抹消の日から2年を経過していない者
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していない者
- (5) 申請しようとする業務について、営業に関して免許・許可・登録等を必要とする業種の場合、それらを受けていない者

#### 【参考】

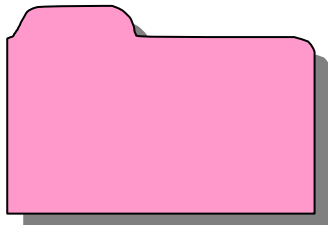
##### 《地方自治法施行令第167条の4第2項》条文

普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 6 この項の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

#### 4. 提出方法（持参のみ）

- (1) 申請書を提出する際に、申請書及び関係書類を確認しますので、説明のできる方が直接持参してください。また、必要書類の不備等があった場合は、補正のうえ再提出していただきます。
- (2) 申請書類は、ファイリング用の個別フォルダー（A4用【物品その他業務委託等】：桃色）に提出書類を可燃性の留め具で綴じて提出してください。また、個別フォルダーには、社名など何も記入しないでください。メーカーの指定はありませんが色の指定があります。事務用品店・文具店等で市販されているものをご利用ください。参考までに主な事務機器メーカーの製品を例示します。



メーカー	規格	品番	左記のホルダーにプラスチックファスナー（コクヨFA-115）で綴じて提出してください。 可燃性であれば他社製品でも結構です。
コクヨ	A4	IFB（桃色）	
ライオン	A4	130-92（桃色）	
プラス	A4E	FL051IF（桃色）	

#### 5. 資料等の請求

資格審査の内容に、疑義が生じた場合には、資料の提出又は説明を求めることがあります。

#### 6. 資格の有効期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

#### 7. 審査結果

審査結果については、申請書を受理され、平成24年3月末日までに当企業団から非資格者である旨の通知（連絡）がない限り、当該申請者は資格者名簿に登載されたこととなります。

#### 8. 申請用紙

水道企業団のホームページ<http://www.sakatsuru-suido.or.jp/>からダウンロードしてください。

#### 9. 提出書類

提出書類のサイズはすべて「A4判」に統一して提出してください。なお、書類は番号順にファイリング用個別フォルダーに綴じて提出してください。

##### 業者カード

- ・業者カードは、綴じずに提出してください。
- ・商号又は名称、代表者氏名は登記簿の記載内容と整合させてください。
- ・本店・支店で申請する場合は、それぞれ提出してください。

##### ①指名競争入札等参加資格審査申請書（物品その他業務委託等－1）（様式第15－1号）

- ・代表者印を必ず押印してください。押印のないものは、受付できません。
- ・「申請事務担当者」には、申請する会社等の事務担当者について記載してください。

##### ②指名競争入札等参加資格審査申請書（物品その他業務委託等－2）（様式第15－2号）

- ・申請できる業種は5業種以内です。
- ・その他委託、その他物品を申請した場合は、必ず余白に業務内容を具体的に記入してください。

##### ③指名競争入札等参加資格審査申請書（物品その他業務委託等－3）（様式第15－3号）

- ・様式第17号の業務実績高と整合性をとってください。

#### ④委任状（物品その他業務委託等）（様式第16号）

- ・ 1業種に複数の代理人は置けません。
- ・ 代表者印及び代理人使用印を必ず押印してください。押印のないものは、受付できません。  
なお、代理人の使用印鑑は入札書、見積書、契約書等に使用することとなるものです。

#### ⑤経営規模等総括表（様式第17号）

- ・ 入札を希望する5業種の売上と申請業務以外の売上の総額が、決算の総売上と一致させる。なお、半期の決算の場合は、半期ごとに記入してください。

#### ⑥身分証明書の写し（個人事業主のみ）

- ・ 身分証明書とは、本籍地の市区町村長が発行するもので、破産宣告の通知を受けていない等を証明するものです。
- ・ 申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、現状を反映しているものに限りします。

#### ⑦住民票の写し（個人事業主のみ）

- ・ 申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、現状を反映しているものに限りします。

#### ⑧後見登録されていないことの証明書の写し（個人事業主のみ）

- ・ 契約を締結する能力があるかどうかを確認するために必要な書類です。
- ・ 申請日前3ヶ月以内に東京法務局後見登録課が発行したもので、現状を反映しているもの。
- ・ 問い合わせ先 東京法務局後見登録課 TEL03-5213-1234（代表）

#### ⑨営業許可等一覧表（様式第18号）

#### ⑩営業に関し必要な登録通知書又は登録証明書の写し

#### ⑪代理店証明書

#### ⑫営業所一覧表（物品その他業務委託等）（様式第19号）

#### ⑬主要契約実績一覧表（様式第20-1号）

- ・ 官公庁・過去2年間の実績がある場合は提出してください。

#### ⑭主要契約実績一覧表（様式第20-2号）

- ・ 民間・過去2年間の実績がある場合は提出してください。

#### ⑮技術者に関する事項（様式第21号）

- ・ 該当がある場合は提出してください。

#### ⑯営業上必要な設備及び機械等（様式第22号）

- ・ 該当がある場合は提出してください。

#### ⑰直前1年分の決算書又は確定申告書の写し

- ・ 直近の決算日で1年分の決算書又は確定申告書の写しを提出してください。
- ・ 自己資本額、業務実績高の確認に使用しますので、必ず1年分の書類を提出してください。
- ・ 法人の場合は、「貸借対照表」、「損益計算書」、「利益処分（損失処理）」を提出してください。  
個人の場合は、税務署の受付印又は税理士の記名押印のある所得税確定（修正）申告書（貸借対照表を含む。）の控えと財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の写しを提出してください。
- ・ 消費税の経理処理が「税抜き処理」か「税込み処理」を明記してください。
- ・ 変則決算がある場合は、1年分になる書類をすべて提出してください。
- ・ 会社設立の時期等により1年分に満たない場合は、受付時に申し出てください。

#### ⑱消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

- ・ 直近の決算日で納期が到来している1年分の「消費税及び地方消費税」に係る未納税額がない旨の納税証明書の写しを提出してください。
- ・ 申告先の税務署が発行する納税証明書様式  
「その1」

「その3」

「その3の2」

「その3の3」

のいずれかの写しを提出してください。なお、納税額の表示がある証明書の場合は、未納税額が「0」のものに限ります。

- ・免税業者である場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。
- ・提出のない場合は、申請は受理しません。
- ・決算期を迎えていない新規設立業者の方は、消費税納税証明書は必要ありません。

#### ⑲商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し

- ・法人の方のみ提出してください。
- ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもので、現状を反映しているものに限ります。

#### ⑳役員名簿及び組合員名簿（協同組合等）

- ・事業協同組合、企業組合、協業組合等、官公需確保法及び同法施行令に規定する組合の方のみ提出してください。
- ・A4サイズで作成してください。
- ・申請日現在の名簿を提出してください。
- ・役員氏名、組合員名、その代表者氏名、営業所の所在地を記載してください。

#### ・官公需適格組合証明書（官公需適格組合）

- ・官公需適格組合の証明書の写し

### 10. 申請後の注意事項

- (1) 指名競争入札等参加資格審査申請書を提出した後、次の事項に変更があった場合は、直ちに変更届（統一様式第23号）にその事実を証する書類を添えて全てA4判に拡大又は縮小コピーをして提出してください。

変更事項	添付書類
使用印鑑	・変更届に新旧の印鑑を押印して提出
本社の商号又は名称	・商業登記簿謄本又はそれに類するもの写し（法人） ・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受領印のあるもの）の写し [許可（登録）を有していない者は不要]
本店・主たる営業所の名称・所在地	・商業登記簿謄本又はそれに類するもの（変更日が確認できるもの）の写し（法人） ・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受領印のあるもの）の写し [許可（登録）を有していない者は不要] ・住民票（変更日が確認できるもの）の写し（個人）
代表者の役職名・氏名（事業主の氏名）	・商業登記簿謄本又はそれに類するもの（変更が確認できるもの）の写し（法人） ・委任状（代理人を置いている場合） ・住民票（変更日が確認できるもの）の写し（個人）
本店又は代理人を置く営業所の電話番号・FAX番号	・変更届のみ
代理人を置く営業所の所在地・名称・代理人氏名・役職名	・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受領印のあるもの）の写し（法人） [許可（登録）を有していない者は不要] ・委任状

代理人を置く営業所の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可(登録)行政庁に提出した変更届(受領印のあるもの)の写し(法人) [許可(登録)を有していない者は不要]</li> <li>・委任状</li> <li>・営業所一覧表</li> </ul>
許可(登録)の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可(登録)通知書の写し又は許可(登録)証明書</li> </ul>
許可番号、許可の一般・特定区分(建設業の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可(登録)通知書の写し又は許可(登録)証明書</li> <li>・取消しの場合は、許可(登録)取消通知書の写し</li> </ul>
組合員(中小企業等協同組合の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員名簿</li> </ul>

(2) 指名競争入札等参加資格審査申請書を受理された者は、次の事項に該当があったときは、その事実を証する書類を添えて書面により、企業長に届け出てください。

- ① 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- ② 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき。
- ③ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者(特別の理由のある者を除く。)となったとき。
- ④ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき。
- ⑤ 官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき。
- ⑥ 会社更生法による更生手続開始の申立て、更生手続開始の決定、更生計画の認可があったとき
- ⑦ 民事再生法による再生手続開始の申立て、再生手続開始の決定、再生計画の認可があったとき
- ⑧ 役員、使用人等が贈賄、談合などの不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- ⑨ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。
- ⑩ 埼玉県内で工事事務等を起こしたとき。

## 11. 参加資格の抹消について

(1) 資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、名簿から抹消します。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項または地方自治法施行令第167条の4第2項の規定及び同令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により、当企業団の指名競争入札に参加させないこととされた者。
- ② 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合、又は刑法第96条の3第2項(競売等妨害・談合)の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると企業長が認めたとき。
- ③ 金融機関から取引を停止されたとき。
- ④ 法人の解散又は個人事業主の死亡から90日を経過したとき。

(2) 資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、名簿から抹消することがあります。

- ① 届出を必要とする事項についての届出を怠ったとき。
- ② 営業停止命令、営業の休止・再開、官公需適格組合としての証明を受けられない者となったことについての届出を怠ったとき。
- ③ 資格審査申請書、変更届、添付書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 12. 問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 庶務課財政担当

〒350-0214

坂戸市千代田一丁目1番16号

TEL 049-283-1957 内線 19. 22